

平成 21 年第 1 回定例会 3 月会議開会挨拶（平成 21 年 3 月 11 日開催）

平成 21 年第 1 回定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、町政執行方針等をもとに、新年度予算を審議する重要な議会であり、議員各位の活発な討議が展開されます事を願っております。

「議会・議員の評価」につきましては、4 回目の公表をいたしました。1 昨年から実施しました「議会活動の目標」と合わせて、選挙の際に町民の皆さんと約束しました「選挙公報」を補完し、より具体的な議会活動が、町民の皆さんの話題となり理解していただく一つの方法として定着されることを願っております。まだまだ検討の余地もありますが、引き続き評価の目的を達成する努力を続けてまいります。

町の憲法となる「町づくり基本条例」、「議会基本条例」につきましては、特別委員会の審議を経て、新年度からの実施を目指し、本定例会で決定されます。

過疎少子高齢化が進行し、小規模自治体である福島町としては、地方分権改革推進の中でどのような方向を選択しようとも厳しい現実となることをしっかり認識し、完全な自治体として「自由と責任」をもった真の地方政府を目指す徹底的な改革を進めなければなりません。町民参画を主体とした、創意に富み豊かに自立する町を目指し、町の憲法、町の運営の基本ルールとしてお互いがしっかりと情報を共有し、目的を認識し、厳しい実情を乗り越え、住民・議会・行政がそれぞれの役割を分担し、協働し、目標に向かって実行していかなければなりません。

議会基本条例については、これまで取り組んできた議会改革の集大成と位置づけ、「わかりやすく町民が参加する議会」、「しっかりと討議する議会」、「町民が実感できる政策を提言する議会」を三つの視点として、

- ①町民と議会の協働・情報共有
- ②町長等執行機関との適切な緊張を維持しながらの善政競争
- ③町民・議会・行政が協働しての政策実現に向けての多様な参加・討議
- ④議会議員の評価制度等適正な議会機能の展開
- ⑤公開性・公平性・透明性・信頼性の重視等

を定め、議会・議員としての使命と責任を強く自覚し、主体的・機動的な議会活動を実践し、町民の負託に応え、不断の努力をすることを基本条例にうたいました。

町政の計画・決定・実行・監視（評価）と、全般について議会の考えを機動的に反映させることが必要であり、それぞれの段階で論点・争点を明確にし、町民の皆さんに情報提供し、参画する機会を多く設けることが大切だと思います。

地方自治体にとって厳しい状況は続きますが、福島町議会としても、町民の負託に応えるため、尚一層研鑽に励み、目標に向かって着実に歩みを進めていかなければならないと思っております。

すでに本州からは、桜の便りも聞かれるようになりました。

今年は、例年に比べ雪も少なく、町内でも「ふきのとう」「福寿草」等、春のいぶきを感じさせる話題がでてまいりましたが、まだまだ朝晩の寒さは厳しいものがあります。

出席者各位には、健康に留意され、お体ご自愛の上、本定例会の議事運営にご協力をいただきますよう、お願い申し上げます。